

島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱			島根県医療提供体制施設整備費補助金交付要綱		
1～6〔略〕			1～6〔略〕		
別表 1			別表 1		
1 事業区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	1 事業区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
(1)～(5) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	(1)～(5) 〔略〕	〔略〕	〔略〕
(4) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 2 に定める単価を乗じた額とする。 <u>(1) MFICU 整備</u> 基準面積 300 m ² <u>(2) 産科区域整備</u> <u>病棟等の感染対策に係る整備</u> <u>対象面積 1 m²当たり</u> <u>基準単価239,300円</u>	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等） <u>産科区域整備に必要な各部門の病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費</u>	(4) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 2 に定める単価を乗じた額とする。 <u>〔新設〕</u> 基準面積 300m ² <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u>	母体・胎児集中治療管理室として必要な各部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟（母体・胎児集中治療管理室を含む。） （病室、記録室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所 等） <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u> <u>〔新設〕</u>
(5) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	(5) 〔略〕	〔略〕	〔略〕
(6) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 診療所	〔略〕	(6) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) 診療所	〔略〕

		ア〔略〕 イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>8,257</u> 千円×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 〔略〕 イ〔略〕 ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>24,138</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>48,283</u> 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの			ア〔略〕 イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>4,616</u> 千円×整備後の療養病床の病床数 (4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア 機能訓練室 〔略〕 イ〔略〕 ウ 浴室 浴室1か所当たり <u>13,493</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>26,989</u> 千円とする。 (5) 介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの	
--	--	---	--	--	---	--

	診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×１床当たり単価 （１床当たり単価） 新築 <u>8,528</u> 千円 改築 <u>10,233</u> 千円 改修 <u>4,264</u> 千円 イ [略]			診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×１床当たり単価 （１床当たり単価） 新築 <u>4,767</u> 千円 改築 <u>5,720</u> 千円 改修 <u>2,384</u> 千円 イ [略]	
(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1)補強が必要と認められるもの <u>((2)を除く工法によるもの)</u> 基準面積 2,300 m²× <u>84,100</u> 円 <u>(2)上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300 m²×92,510 円</u> (3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 <u>((4)を除く工法によるもの)</u>	[略]		(7) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300m²× <u>51,300</u> 円 <u>[新設]</u> (2)耐震構造指標であるIs値が 0.4未満の建物を有する病院 _____ _____

	基準面積 2,300 m²×<u>399,800</u>円 <u>(4) 上記補強を免震化工法に</u> <u>より実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300m²×439,780円</u>			基準面積 2,300m²×<u>243,800</u>円 <u>〔新設〕</u>	
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>56,113</u>千円	〔略〕		備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>53,594</u>千円	〔略〕
	自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u>千円	〔略〕		自家発電設備 1 医療機関当たり <u>174,094</u>千円	〔略〕
	受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u>千円	〔略〕		受水槽 1 医療機関当たり <u>160,434</u>千円	〔略〕
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>96,836</u>千円	〔略〕		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>92,489</u>千円	〔略〕
	給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u>千円	〔略〕		給水設備 1 医療機関当たり <u>75,443</u>千円	〔略〕
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u>千円	〔略〕		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>34,791</u>千円	〔略〕
(8) 救命救急セン	〔略〕	〔略〕		(8) 救命救急セン	〔略〕

ター施設整備 事業	ヘリポート 1 医療機関当たり 96,836 千円	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×84,100 円	〔略〕
(9) アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり 56,600 円 ×アスベスト等の除去等 を行う壁等の延面積	〔略〕
(10) 地球温暖化 対策施設整備 事業	1 医療機関当たり 109,430 千円	〔略〕
(11) 非常用自家 発電設備及び 給水設備整備 事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276 千円	〔略〕
	受水槽 1 医療機関当たり 167,974 千円	〔略〕
	給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円	〔略〕
	燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	〔略〕

ター施設整備 事業	ヘリポート 1 医療機関当たり 92,489 千円	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² ×51,300 円	〔略〕
(9) アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり 54,100 円 ×アスベスト等の除去等 を行う壁等の延面積	〔略〕
(10) 地球温暖化 対策施設整備 事業	1 医療機関当たり 104,518 千円	〔略〕
(11) 非常用自家 発電設備及び 給水設備整備 事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 174,094 千円	〔略〕
	受水槽 1 医療機関当たり 160,434 千円	〔略〕
	給水設備 1 医療機関当たり 75,443 千円	〔略〕
	燃料タンク 1 医療機関当たり 34,791 千円	〔略〕

(12) 医療施設等 耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの ((2) を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×84,100 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300m²×92,510円 (3) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 ((5) を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×399,800 円 (4) 耐震構造指標である Is 値が0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設は除く） ((5) を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×399,800 円			(12) 医療施設等 耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m²×51,300 円 [新設] (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設は除く） 基準面積 2,300 m²×243,800 円	[略]
----------------------------------	--	--	--	----------------------------------	---	----------------

	<u>(5) (3) 及び (4) の補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300㎡×439,780円</u>				<u>〔新設〕</u>	
	看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡× <u>64,200</u> 円 <u>(2) 上記補強を免震化工法により実施する場合</u> <u>基準面積</u> <u>2,300㎡×70,620円</u> <u>(3)</u> 耐震構造指標である Is 値が0.3 未満のもの 基準面積 2,300 ㎡× <u>305,500</u> 円				看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡× <u>39,200</u> 円 <u>〔新設〕</u> <u>(2)</u> 耐震構造指標である Is 値が0.3 未満のもの 基準面積 2,300 ㎡× <u>186,300</u> 円	〔略〕
	平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合				平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合	〔略〕

	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m² × 84,100 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300m² × 92,510円	
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m² × 51,300 円 〔新設〕	

(注) 1
同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。

(注) 1
過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

2～3〔略〕

2～3〔略〕

別表2　1平方メートル当たり単価表

別表2　1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000
(8) 救命救急センター施設整備事業			
(3) 小児医療施設施設整備事業 (5) 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
	診療棟	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	208,200
		ブロック	180,900
		木造	208,200
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	295,100
(8) 救命救急センター施設整備事業			
(3) 小児医療施設施設整備事業 (5) 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,500
	診療棟	鉄筋コンクリート	295,100
		ブロック	258,000

(4) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
(6) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000

(注) 1～2 [略]

別表3 [略]

別表4 事業区分による調整

事業区分	調整率
3の(7)及び(12)に掲げる事業(ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、(11)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る)	0.50
3に掲げる事業(ただし、3の(7)及び(12)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、(11)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く)	0.33

7 [略]

(申請手続)

8. この補助金の交付の申請は、別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度4月20日までに県知事に提出して行うものとする。

(4) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,500
(6) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,500
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	198,000
		ブロック	172,200
		木造	198,000
	診療所(離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	212,200
		ブロック	185,000
		木造	212,200

(注) 1～2 [略]

別表3、4 [略]

別表4 事業区分による調整

事業区分	調整率
3の(7)及び(12)に掲げる事業(ただし、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの に限る。)	0.50
3に掲げる事業(ただし、3の(7)及び(12)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの を除く。)	0.33

7 [略]

(申請手続)

8. この補助金の交付の申請は、別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度4月20日までに県知事に提出して行うものとする。

<u>なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額は明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</u> <u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りでない。</u> 9～11〔略〕 （実績報告） 12. この補助金の事業実績報告は、事業完了後 1 か月以内（7 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から 1 か月以内）又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに、別紙 4 による報告書を県知事に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 5 日までに、別紙 5 による年度終了実績報告書を県知事に提出しなければならない。 <u>加えて、10 に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。</u> 13～14〔略〕 附則（平成 1 9 年 9 月 2 8 日医第 6 4 8 号） ～ 附則（令和 6 年 1 1 月 2 5 日医第 1 0 4 5 号） <u>附則（令和 7 年 1 1 月 1 2 日医第 1 0 6 7 号）</u> <u>1. この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u> <u>2. 令和 6 年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。</u>	<u>〔新設〕</u> 9～11〔略〕 （実績報告） 12. この補助金の事業実績報告は、事業完了後 1 か月以内（7 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から 1 か月以内）又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに、別紙 4 による報告書を県知事に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 5 日までに、別紙 5 による年度終了実績報告書を県知事に提出しなければならない。 <u>〔新設〕</u> 13～14〔略〕 附則（平成 1 9 年 9 月 2 8 日医第 6 4 8 号） ～ 附則（令和 6 年 1 1 月 2 5 日医第 1 0 4 5 号） <u>〔新設〕</u>
--	--

別紙 4-1

[illegible]

別紙5～別紙5別表〔略〕

別紙 4 - 1

[illegible]

別紙5～別紙5別表〔略〕

別紙 6

別紙 6

(元号) 番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

(補助事業者)

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円

3 確定時に減額した仕入に係る消費税額
金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要返還相当額）
金 円

5 補助金返還相当額
金 円

6 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類
（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の
割合を確認できる資料等）を添付する。

別紙 6

別紙 6

(元号) 番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

(補助事業者)

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要返還相当額）
金 円

4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類
（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の
割合を確認できる資料等）を添付する。

別紙 7 〔略〕

別紙 7 〔略〕